

## 雇用仲介事業の現状（概況）

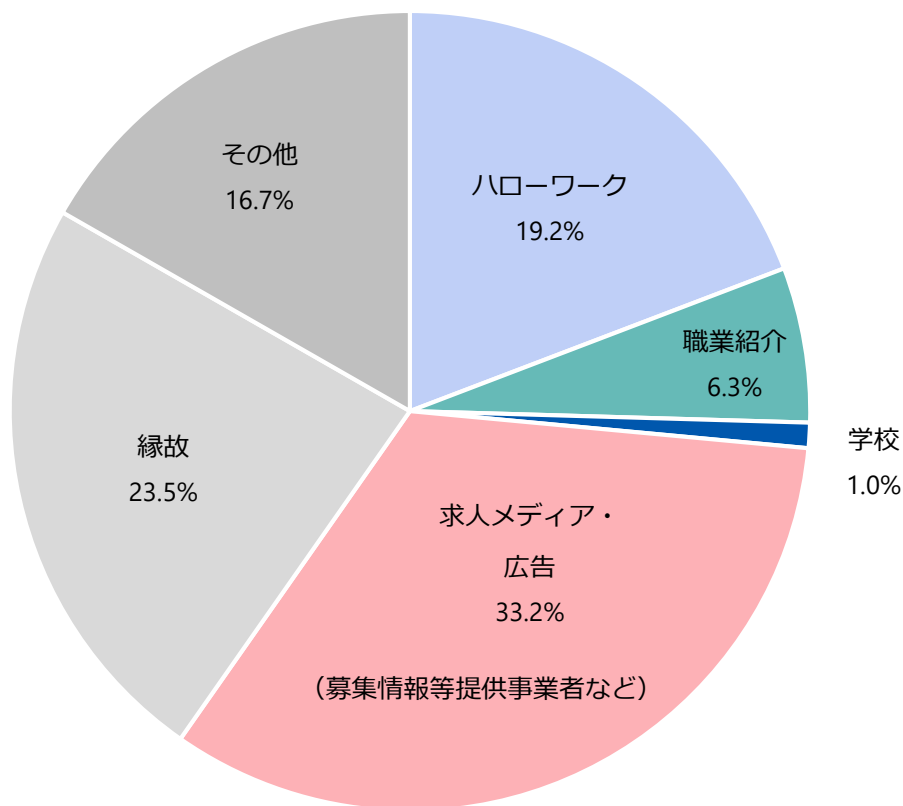
令和 6 年 7 月 24 日

職業安定局需給調整事業課

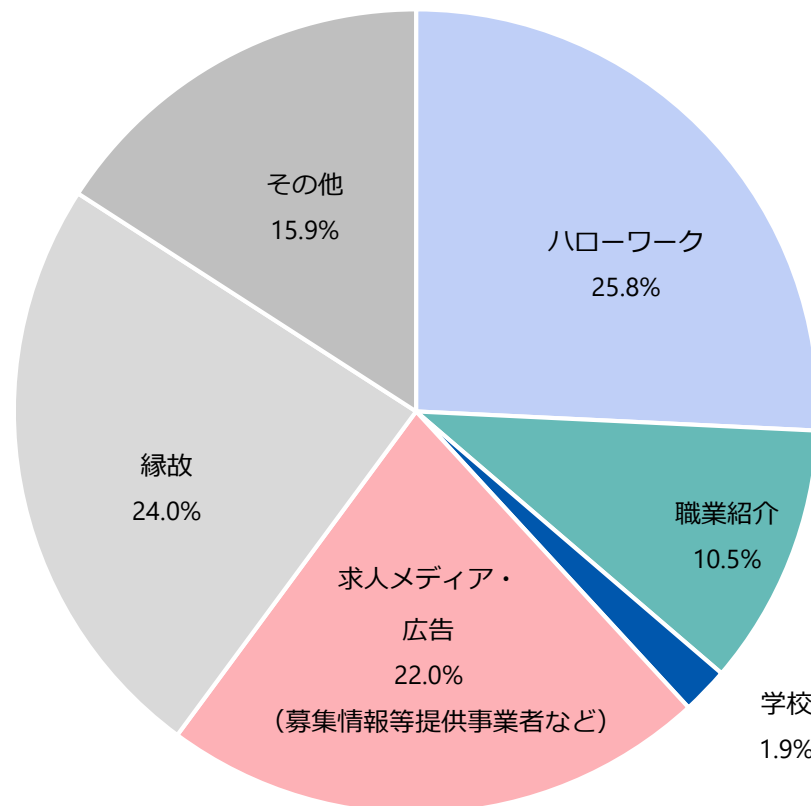
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 入職経路（新卒以外）

## 全産業



## 医療・福祉のみ



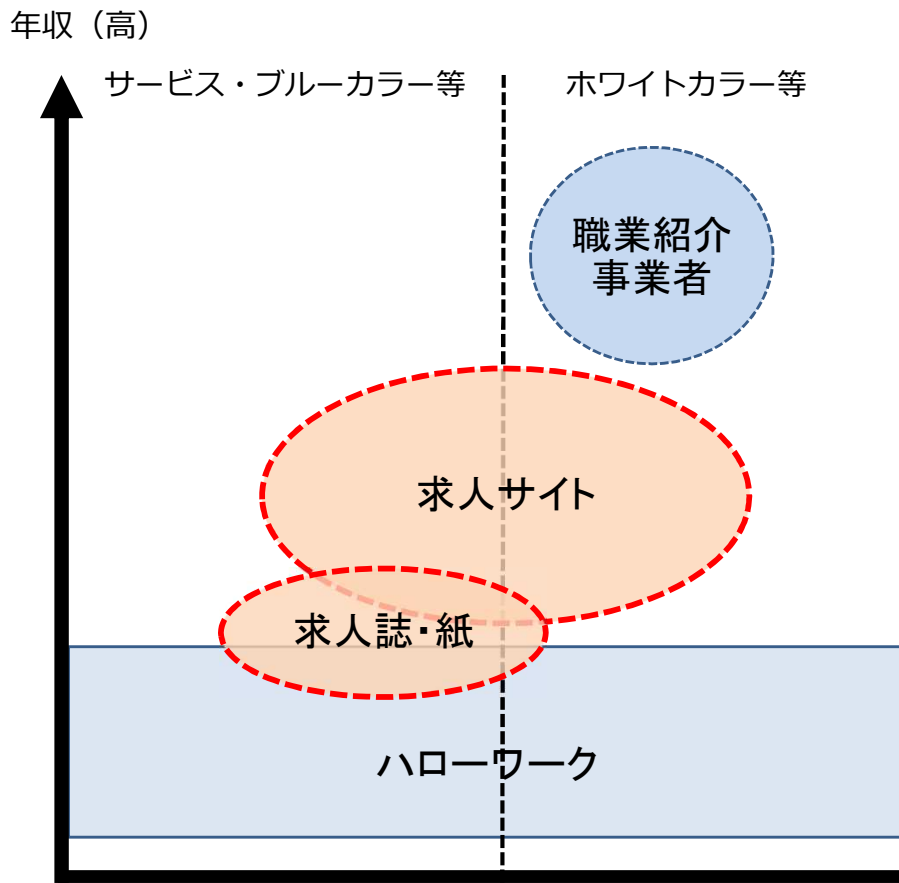
資料出所：厚生労働省「令和4年 雇用動向調査」

※新卒以外とは、雇用動向調査における、入職者のうち、未就業入職者の新規学卒者を除いたもの。

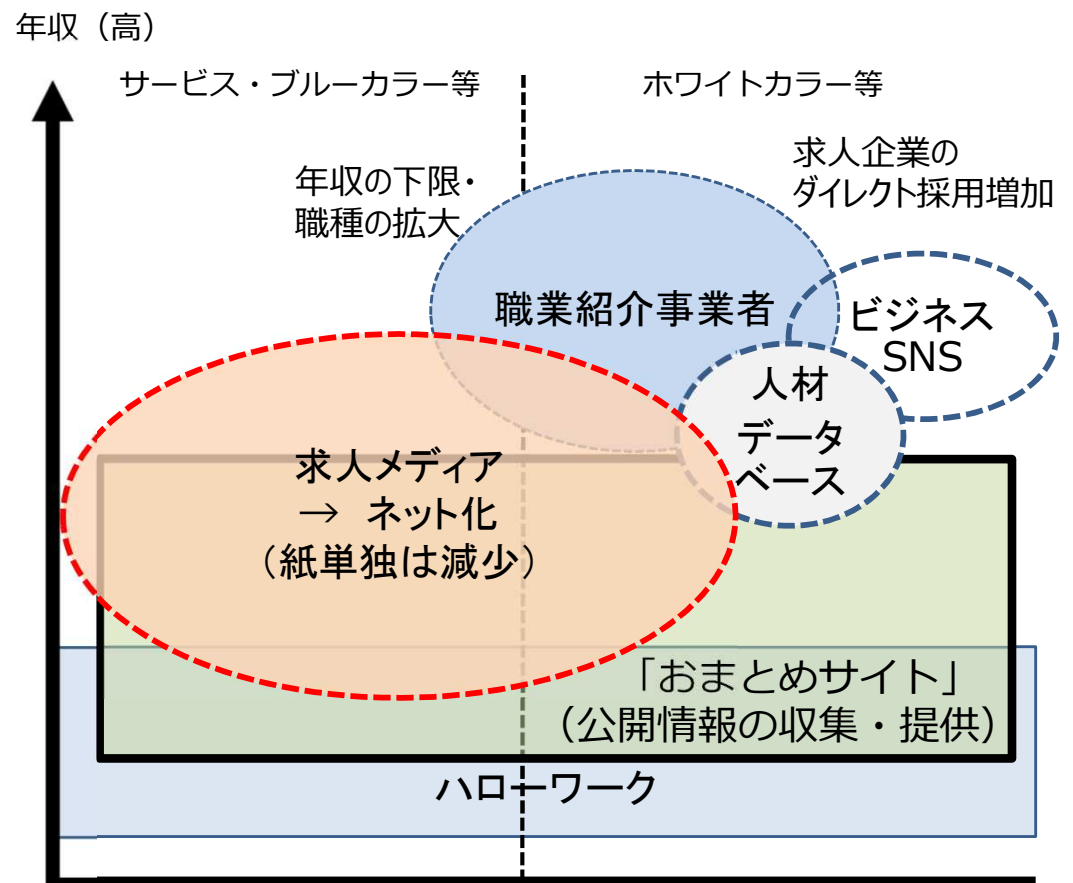
※「医療・福祉のみ」とは、全産業の中から「P 医療、福祉」（医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所）を抜粋したもの。

# 雇用仲介事業の多様化のイメージ

## 従来のイメージ



## 最近の多様化のイメージ



# 雇用仲介事業の類型（職業紹介）

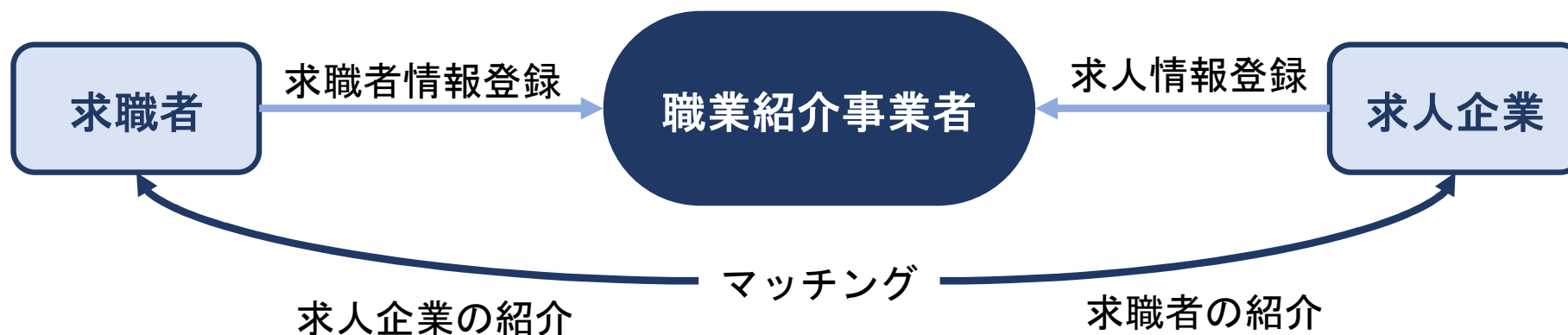
## 職業紹介

### 概要

- ・ 求職及び求人申し込みを受け、雇用関係の成立をあっせん。（要：職業安定法上の許可）
- ・ 求職者/求人企業の希望やニーズを踏まえ、適合する相手をマッチング。  
その際、候補者の絞り込みや、面接日程の調整等も行う。

### 課金体系

- ・ 求人企業から成功報酬（紹介手数料）を徴収。（入職者の年収の30%程度）



# 雇用仲介事業の類型（募集情報等提供①）

## 募集情報等提供①（求人メディア型）

### 概要

- ・ 求人企業の依頼を受け、求人情報の作成や掲載を行う。求職者は自ら求人情報を検索・応募。
- ・ 検索結果の並び替えやリコメンドを行う場合もある。

### 課金体系

- ・ 定額制やクリック課金による広告掲載料の徴収が多い。求人企業が支払う。





# 雇用仲介事業の類型（募集情報等提供②）

## 募集情報等提供②（人材データベース型）

### 概要

- ・ 求職者の情報を、求人企業に対して提供。
- ・ 求人企業が求職者情報を検索して、スカウトメールを送付。
- ・ 求人条件にマッチする求職者を求人企業にリコメンドする場合もある。

### 課金体系

- ・ 求人企業から、システム利用料、成功報酬、スカウトメール送信料などを徴収。



# 職業安定法の改正

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号） 一部を除き令和4年10月1日施行

求職活動におけるインターネットの利用が拡大する中、就職・転職の主要なツールとなっている**求人メディア等について、幅広く求人情報・求職者情報を提供する事業を法的に位置づけ、安心してサービスを利用できる環境とするため、求人メディア等が依拠すべきルールを明確にする。**

## 1 新たな求人メディア等について広く法的に位置づけ

従来の求人メディア以外にも、職業安定法に規定のない多様なサービスが登場。

- 新たな形態のサービスも含まれるよう「**募集情報等提供**」の定義を拡大。あわせて**求職者に関する情報を収集して募集情報等提供事業を行う者**を届出制、事業概況の報告により把握。

## 2 求人メディア等が依拠すべきルールを整備

求人メディア等の募集情報等提供事業者について、

- 求人等に関する情報について**的確表示**（虚偽又は誤解を生じさせる表示を禁止し、最新かつ正確な内容に保つための措置を講じること）を義務付け。
- 迅速・適切な**苦情処理**を義務付け。
- **個人情報の保護**や**秘密保持**を義務付け。
- 法令違反に対する**改善命令等**を可能とする。

# 「募集情報等提供」の4類型

職業安定法における「募集情報等提供」の定義を拡大し、新たな形態のサービスについても職業安定法上の規定の対象となるようにした。

## 改正の内容

- これまで、「募集情報等提供」については、「求人企業」又は「求職者」の依頼を受けて「求職者」又は「求人企業」に求人情報・求職者情報を提供することが定義の対象であった。
- 近年、IT技術の発展に伴い、この定義にあてはまらない形で募集情報等提供を行う新たなサービスが生まれていることを踏まえて、以下のようなサービスについても「募集情報等提供」の定義に含めた。
  - ① 他の職業紹介事業者や募集情報等提供事業者を、依頼元や情報提供先にするもの
  - ② インターネット上の公開情報を収集する（クローリング）など、特段の依頼なく収集した情報を提供するもの

## 法律の条文と事業類型のイメージ

(定義)

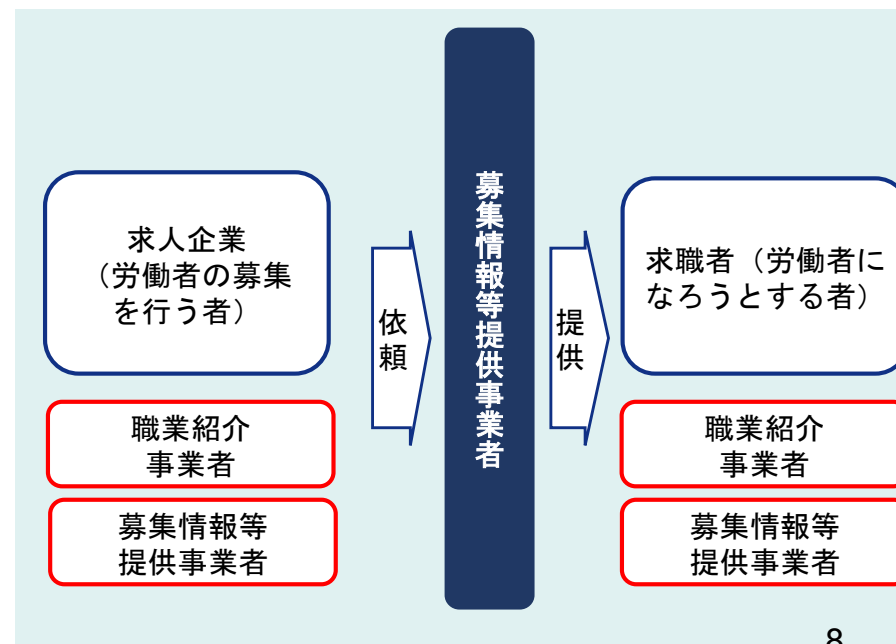
第四条

⑥ この法律において「募集情報等提供」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 労働者の募集を行う者等の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者になろうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

【1号事業者】

例：求人メディア、求人情報誌、ビジネスSNS



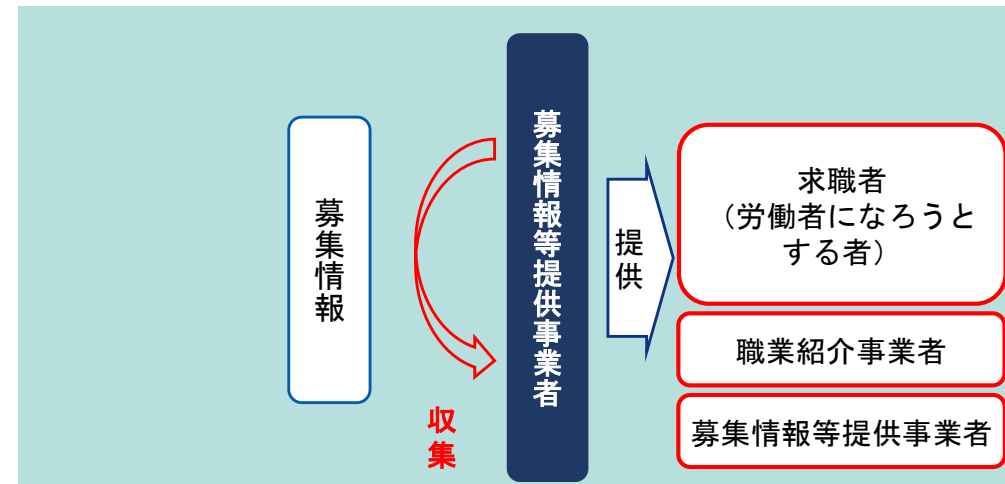


## 法律の条文と事業類型のイメージ

二 前号に掲げるもののほか、**労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等**（労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等をいう。次号において同じ。）**に提供すること。**

【2号事業者】

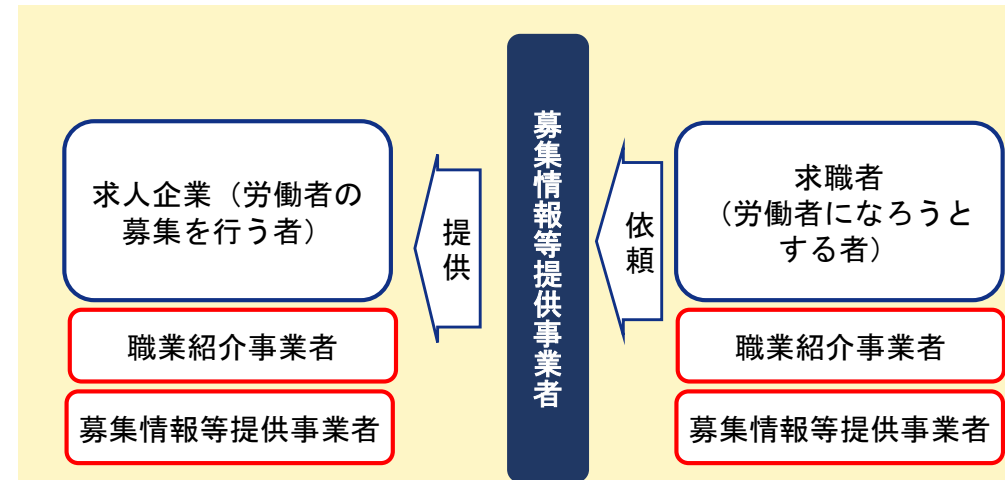
例：クローリング型求人メディア



三 労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

【3号事業者】

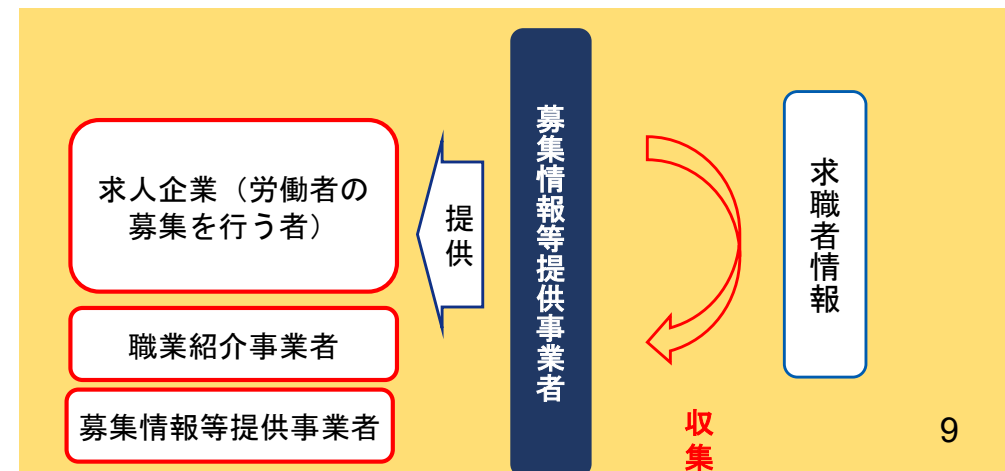
例：人材データベース、ビジネスSNS



四 前号に掲げるもののほか、**労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。**

【4号事業者】

例：クローリング型人材データベース



# 有料職業紹介事業と募集情報等提供事業に対する規制の状況

## 【共通ルール】

### ○求人等に関する情報の的確表示

- ・ 広告等によって求人等に関する情報を提供するときは、虚偽又は誤解を生じさせる表示をしてはならないほか、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。（法第5条の4①、③）

### ○個人情報の取扱い

- ・ 業務に関し求職者等の個人情報を扱う場合は、業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして個人情報を収集し、当該収集の目的の範囲内で保管・使用しなければならない。（法第5条の5）

### ○苦情処理等

- ・ 苦情の処理に関する事項をあらかじめ明示し、苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。（法第32条の13、第43条の7等）

### ○事業報告書の作成・提出

- ・ 年に1度、事業報告（事業概況報告）を提出しなければならない。（法第32条の16、第43条の5）

## 【違いがあるルール】

|             | 有料職業紹介事業                   | 募集情報等提供事業     |
|-------------|----------------------------|---------------|
| 許可制と届出制     | 許可制（法第30条）                 | 届出制（法第43条の2）※ |
| 帳簿書類の作成・備付け | 求人求職管理簿・手数料管理簿（法第32条の15）   | 作成・備付けの義務なし   |
| 業務責任者の選任    | 職業紹介責任者の選任（法第32条の14）       | 選任義務なし        |
| 求職者等への金銭提供  | 就職者確保のための就職お祝い金などの提供禁止（指針） | 禁止規定なし        |
| サービス料金の明示   | 手数料に関する事項の明示義務（法第32条の13）   | 明示義務なし        |

※労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供（特定募集情報等提供）を事業として行う場合

# 求職者（労働者になろうとする者、労働者）への金銭等の提供 （主なタイプ、例）

- 人材サービス総合サイトにおいて掲載されている特定募集情報等提供事業者（1, 090事業者（令和6年4月1日現在））が運営する主なサービスを確認したところ、以下の主なタイプに分けられ、①から③に該当するサービスを運営する事業者の割合は、約6%（65社）であった。

※需給調整事業課労働市場基盤整備室調べ

| 主なタイプ                           | 例  |
|---------------------------------|--|
| ①就職後、一定期間後又は継続勤務時に定着支援金として支払うもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務開始後60日以上勤務、3万円支給【掲載課金】</li> <li>・勤務開始後30日以上勤務、最大3万円（正社員3万円、アルバイト1万円）【掲載課金】</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>               |
| ②求職者集めのため支払うもの                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接参加した場合、電子ギフト券千円（1人1回）</li> <li>・知り合いを紹介した場合、両者に電子ギフト券千円</li> <li>・サイトに登録した際、抽選で高級肉</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>       |
| ③成功報酬確保のため支払うもの                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入社日から3ヶ月以上勤務で、最大5万円（正社員最大5万円、非正規社員最大2万円）【成功報酬】</li> <li>・就職が決まった際に1万円。口コミ投稿で5万円（抽選）【成功報酬】</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>  |
| ④満足度等のためのアンケート調査に支払うもの          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ別のアンケートに回答することで、抽選で電子ギフト券1万円又は500円</li> <li>・サイトを通じて転職が決定された者にアンケート調査、電子ギフト券5千円（全員）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>     |
| ⑤就職フェアへの参加に支払うもの                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転職フェアへの来場、ブース訪問及びアンケート調査回答などで、ギフトカード500円</li> <li>・転職フェアに事前予約の上、初めて来場し、条件を満たした場合、電子マネー5千円分</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> |